

2. 建築施工管理に関する実務経験内容と受検種別について

新規受験申込者は、本検定の受検資格証明にあたって、P17～22の記入例に従い、**A**票及び**B**票を作成してください。

特に**B**票は、受検資格を確認するために最も重要な書類です。記入例をよく確認の上、すべてを必ず作成・押印しなければなりません。**B**票において、**適正な受検資格が認められない場合は受験できません。**(誤記入をしないために、鉛筆で下書きを行ってから黒色のボールペンで清書すること。)

(1) 実務経験とは

「実務経験」とは、**建築工事**(建築基準法に基づく建築物等)の**施工に直接的に関わる技術上の全ての職務経験**をいい、具体的には下記に関するものをいいます。

建築工事の現場において

- ① 受注者(請負人)として施工を管理(工程管理、品質管理、安全管理等を含む)した経験
- ② 設計者等による工事監理の経験
- ③ 発注者側における現場監督技術者等としての経験

● **必ず、P10の「[表Ⅲ] 建築施工管理の実務経験として認められない工事種別(業種)・工事内容・業務等」も確認してください。**

※実務経験年数は、連続している必要はありません。それぞれ従事した期間の合計が必要な年数に達していれば結構です。

また、**建築工事の実施に当たり、P9の工事種別(業種)、工事内容及び従事した立場ごとに、施工管理業務(建設工事における工程・品質・安全管理等)を適確に行った実務経験が必要です。**

2級建築施工管理技術検定試験は、受験者の実務経験別に「受検種別」が3種別に分かれています。
[[表Ⅰ]①建築・②躯体・③仕上げ <受検種別ごとに試験問題が異なります。>]
工事種別(業種)、工事内容をよく確認し、ご自身の受検種別を正しく選択してください。

(2) 技術検定実務経験証明書の証明者欄について

B票を作成した後、記載した実務経験年数・内容等が正しいことを勤務先に証明いただくものです。証明がない場合は、受験できません。作成方法はP11～12を参照ください。

(3) 実務経験証明書の作成

P19～22 記入例を参照し作成してください。申込後の訂正・再提出は一切できません。

- 工事種別・工事内容・受検種別はP9の[表Ⅰ]から該当するものを選んでください。
- 従事した立場は、P9の[表Ⅱ]から該当するものを選んでください。
- 勤務先ごとに記入してください。
転職等により勤務先が変わった場合は、改行してください。

(4) 誓約欄の作成

新規受験申込者は必ず署名・押印してください。署名・押印がない場合は、受験できません。

(5) 実務経験年数を計算するときの注意事項

複数の種目の技術検定を受験する際に、種目ごとに必要な実務経験を重複して計上し、それを証明する会社としての確認も不十分であった結果、本来は所定の実務経験を充足していない状態で技術検定を受検し、合格していた事案が発覚しております。

このような場合、合格者に対しては、合格の取り消しや受検禁止措置が課せられることとなります。また、当該合格者が監理技術者又は主任技術者として従事した工事は、品質に重大な疑義が生じ、会社にも監督処分が課せられる場合があるなど、国民の信頼を大きく低下させる事態を招く結果となります。

(受験申請を行う方へ)

実務経験証明書の記載に当たっては、「受験の手引」の内容を十分にご理解いただいたうえで、実務経験の重複が生じないようにご注意ください。

(実務経験の証明者の方へ)

実務経験証明書の押印に当たっては、受験者の実務経験に重複が生じていないか、正確に確認を行うようお願いいたします。

【特に注意が必要なケース】

①-1 同じ検定種目(種別)にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
〇〇ビル新築工事 (建築一式)											
					▲▲▲マンション新築工事 (建築一式)						

重複

上に挙げる例のように、工事を担当している期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、建築の実務経験を14ヶ月とすることはできません。実務経験は12ヶ月となります。

①-2 異なる種別にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合

2級建築施工管理の場合、建築物に関する工事であっても担当した工事によっては、受検資格を認定できる種別(建築・躯体・仕上げ)が異なってくるケースがあります。次に挙げる例のように、異なる種別に関する工事を担当している場合、実務経験年数は単純に通算できません。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
[A] 〇〇賃貸アパート新築工事 (建築一式)											
				[B] 〇〇ビル改修工事 (内装仕上)							
								[C] 〇〇小学校建具改修工事 (建具)			

重複

重複

(注)[A]は元請の技術者として、[B]と[C]は下請けの技術者として施工管理業務に従事したことを想定しています。

[A]は建築一式工事(種別:建築)、[B]は内装仕上工事(種別:仕上げ)であり、それぞれ受検資格を認定できる種別が異なっています。この場合、担当期間が重複している5～6月は、従事割合によって「種別:建築」と「種別:仕上げ」に按分してください。

なお、受検資格を満たすためには、申し込む種別に該当する工事だけで実務経験年数を満たす必要があります。例えば、「種別:建築」に受験申請する場合には、該当する工事だけで実務経験年数を計算し、躯体や仕上げに該当する工事は実務経験年数から除外しなければなりません。

一方で、[B]と[C](建具工事、種別:仕上げ)は、工事内容は異なりますが受検資格を認定できる種別が同一であることから、二つの工事を通算して実務経験年数を計算することができます。

(ただし、この場合も担当期間が重複している部分を二重に計上することはできません。)

(例)上の例で[A]と[B]の重複部分の従事割合を1:1と算定できるときは、
 < 種別:建築の実務経験 5ヶ月 / 種別:仕上げの実務経験 7ヶ月 > となります。

② 異なる検定種目にかかる複数の工事を担当していて期間重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
△△△ビル新築工事 (建築一式)											
							□□□トンネル照明設備工事 (電気工事)				

重複

上に挙げる例のように、異なる検定種目にかかる工事の担当期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、建築の実務経験:10ヶ月、電気工事の実務経験:5ヶ月とすることはできません。重複部分における実務経験の計算は、実際の工事の従事割合(例えば日数等)に応じて按分してください。

(例)上の例で重複部分の従事割合を建築2:電気工事1であると算定できるときは、
 < 建築の実務経験:9ヶ月 / 電気工事の実務経験:3ヶ月 > となります。

③ 複数の工事からなる一式工事(建築・土木)等の注意事項

元請会社が建築一式工事等で請け負った工事のうち、電気工事を下請けに出した場合、原則として元請会社の技術者は、電気工事の実務経験の申請は認められません。(ただし、元請会社が電気工事業の建設業許可を受けており、電気設備部門の技術者として配置されている場合は、当該技術者は電気工事の実務経験として申請できます。)

この場合においても、建築一式工事等と電気工事を重複して計上することはできません。

[表 I] 実務経験として認められる工事種別（業種）・工事内容・受検種別

①【建築一式工事(ゼネコン等)の実務経験の方】

主な工事種別(業種)	主な工事内容	受検種別
■建築一式工事	■事務所ビル建築工事 ■共同住宅建築工事 ■一般住宅建築工事 ■建築物解体工事 <small>注</small> 等	建築

注 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事

②【建築工事のうち、主要構造部分(躯体系サブコン等)に関する工事の実務経験の方】

主な工事種別(業種)	主な工事内容	受検種別
■大工工事(躯体) ■型枠工事 ■とび・土工・コンクリート工事 ■鋼構造物工事 ■鉄筋工事 ■ブロック工事 ■解体工事	■大工工事(躯体) ■型枠工事 ■とび工事 ■足場仮設工事 ■建築物解体工事 ■囲障工事 ■(PC,RC,鋼)杭工事 ■コンクリート工事 ■地盤改良工事 ■鉄骨工事 ■屋外広告工事 ■鉄筋加工組立工事 ■ガス圧接工事 ■コンクリートブロック積み工事 等	躯体

③【建築工事のうち、内外装(仕上げ系サブコン等)に関する工事の実務経験の方】

主な工事種別(業種)	主な工事内容	受検種別
■造作工事 ■左官工事 ■石工事 ■屋根工事 ■タイル・レンガ工事 ■板金工事 ■ガラス工事 ■塗装工事 ■防水工事 ■内装仕上工事 ■建具工事 ■熱絶縁工事	■造作工事 ■レンガ積み工事 ■ALCパネル工事 ■サイディング工事 ■左官工事 ■モルタル工事 ■吹き付け工事 ■とぎ出し工事 ■洗い出し工事 ■石積み(張り)工事 ■エクステリア工事 ■屋根葺き工事 ■建築板金工事 ■ガラス加工取り付け工事 ■塗装工事 ■アスファルト防水工事 ■モルタル防水工事 ■シーリング工事 ■塗膜防水工事 ■シート防水工事 ■注入防水工事 ■インテリア工事 ■天井仕上工事 ■壁張り工事 ■内部間仕切り壁工事 ■床仕上工事 ■畳工事 ■ふすま工事 ■家具工事 ■防音工事 ■金属製建具取付工事 ■サッシ取付工事 ■金属製カーテンウォール取付工事 ■シャッター取付工事 ■木製建具取付工事 ■建築断熱工事 等	仕上げ

※工事種別・工事内容と受検種別が一致しない場合は受験できません！

※試験申込後、受検種別の変更はできません。よく確認してください。

[表 II] 実務経験として認められる「従事した立場」

従事した立場	[表 I]の工事に携わった時の立場
	○施工管理(請負者の立場での現場管理業務(現場施工を含む)) ○設計監理(設計者の立場での工事監理業務) ○施工監督(発注者の立場での工事監理業務)
※上記の従事した立場以外の実務経験では受験できません	

注意事項

- 上記工事種別による増改築等の工事は、実務経験として認められます。
- 同一受検種別内であれば、異なる工事内容であっても実務経験年数は、通算できます。
(例)受検種別「躯体」を受験しようとする場合、型枠工事が2年、とび・土工工事が1年で通算3年として考えます。
- 「躯体」の鉄筋工事と「仕上げ」の内装工事を経験している場合は受検種別が異なりますので、実務経験年数は通算できません。
- 実務経験期間は、連続している必要はありません。それぞれ従事した期間の合計が必要な年数に達していれば結構です。

[表Ⅲ] 建築施工管理の実務経験として認められない工事種別(業種)・工事内容・業務等

*「実務経験証明書」に下表の工事・業務等が記載されている場合は、実務経験としては認められません。
 (その場合、欠格となり受験できなくなります。原則として受験料の返還は行いません。)
 P9の[表Ⅰ]及び[表Ⅱ]をよくご確認ください。
 *申込後の実務経験証明書の書換・再提出は一切できません。

受験できない工事種別・工事内容	<p>【土木一式工事】</p> <p>トンネル、橋梁、歩道橋、地下道、地下鉄、鉄道、線路、プラットホーム、ダム、河川、護岸、港湾土木、閘門、水門等門扉設置、道路、舗装、下水道、下水道管理設、農業用道路、農業用水路、しゅんせつ、造園、さく井 等の工事</p>
	<p>【電気工事】</p> <p>発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備、引込線、電車線、信号設備、ネオン装置 等の工事</p>
	<p>【電気通信工事】</p> <p>電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、放送設備工事、アンテナ設備工事、空中線設備工事、携帯電話設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事、CATVケーブル工事、コンピューター機器設置工事 等</p>
	<p>【機械器具設置工事(基礎工事を含む)】</p> <p>プラント設備工事、エレベーター設備工事、運搬機器設置工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水(ポンプ場)機器設置工事、ダム用仮設工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事 等</p>
	<p>【管工事】</p> <p>冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事、水道施設工事、浄水施設工事、排水処理施設工事、下水処理施設設備工事、ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事 等</p>
	<p>【消防施設工事】</p> <p>屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製造難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事 等</p>
	<p>建築物に関係のない次の仕事(土木工事として実施したもの等は全て不可)</p> <p>とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事(築炉等)、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事(橋梁塗装、鉄塔塗装 等)、防水工事 等</p>

受験できない業務等	<p>建築工事の施工に直接的に関わらない以下のような業務等は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工事着工以前における設計者としての基本設計、実施設計のみの業務 ○設計、積算、保守・点検・維持・メンテナンス、事務、営業などの業務 ○測量地盤調査業務、工事現場の事務、積算、営業等の業務 ○工事における雑務のみの業務、単純な労働作業など ○研究所、学校(大学院等)、訓練所等における研究、教育または指導等の業務 ○入社後の研修期間(工事現場の施工管理になりません) ○人材派遣による建設業務 (土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体の作業またはこれらの準備の作業に直接従事した業務は、労働者派遣事業の適用除外の業務のため不可)
-----------	--

(※)その他 建築工事とは認められない工事・業務はすべて受験できません。

(注) P9 [表Ⅰ]の工事種別・工事内容、及び[表Ⅱ]の従事した立場以外のものは全て不可

※建築工事であっても、受検種別ごとに認められない建設工事

- 「建築」を受験する場合
「躯体」及び「仕上げ」に関する実務経験では受験できません。
- 「躯体」を受験する場合
「建築」及び「仕上げ」に関する実務経験では受験できません。
- 「仕上げ」を受験する場合
「建築」及び「躯体」に関する実務経験では受験できません。